

こどもの未来応援対策特別委員会
資 料

令和4年5月16日（月）

福 祉 保 健 部

本県のこども政策について

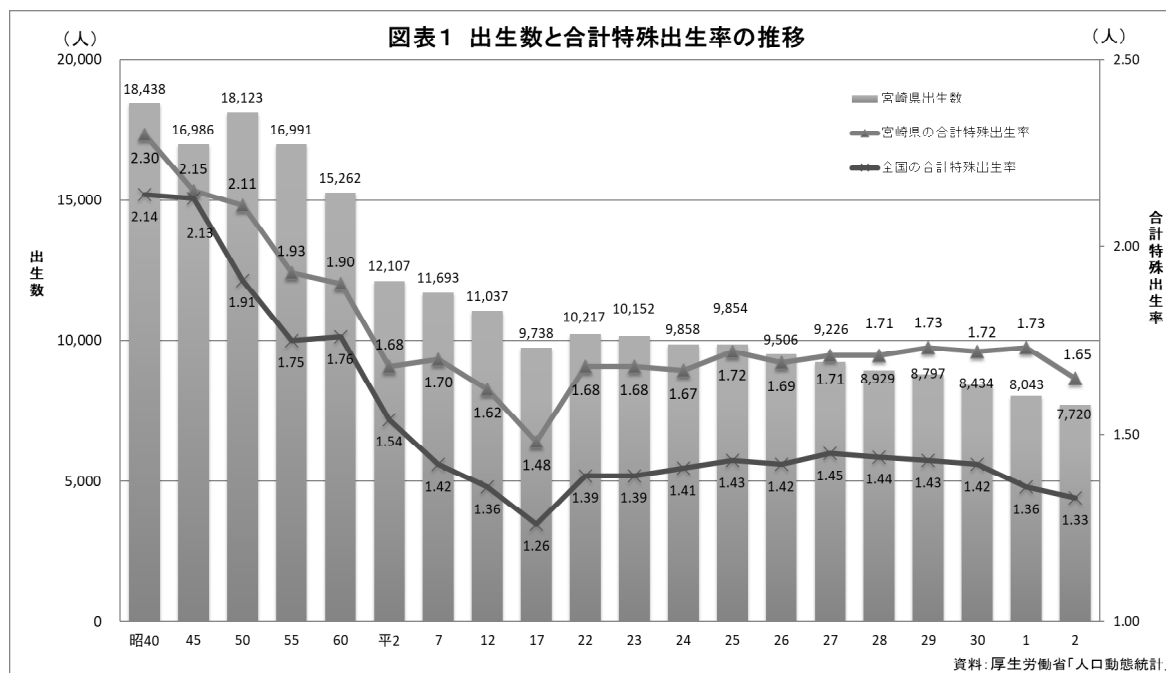
こども政策課

1 こどもを取り巻く状況について

(1) 出生数・合計特殊出生率

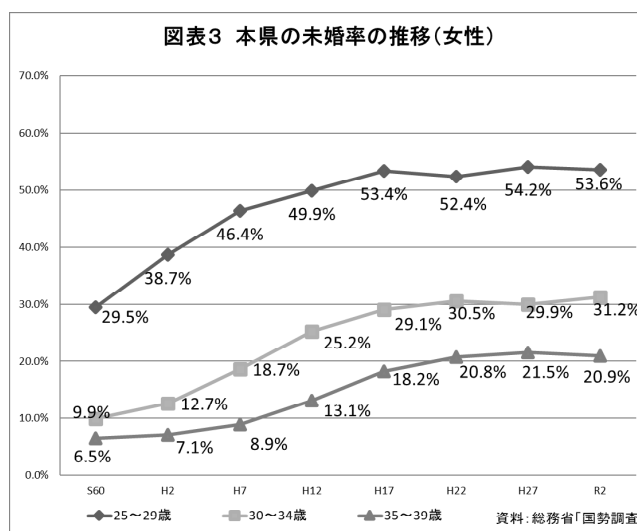
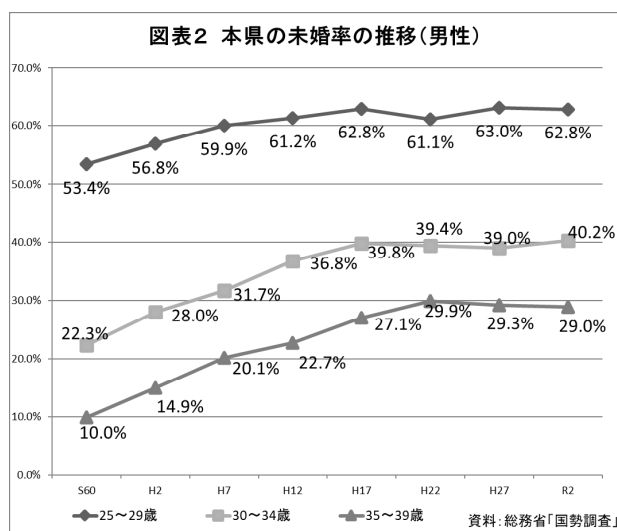
本県の合計特殊出生率は、平成25年以降1.7前後で推移し、全国的に見れば高い水準を維持しているが、令和2年は1.65に落ち込んでいる。

また、出生数は減少傾向にあり、令和2年は7,720人に落ち込み、この5年間で約1,500人減少している。(図表1)



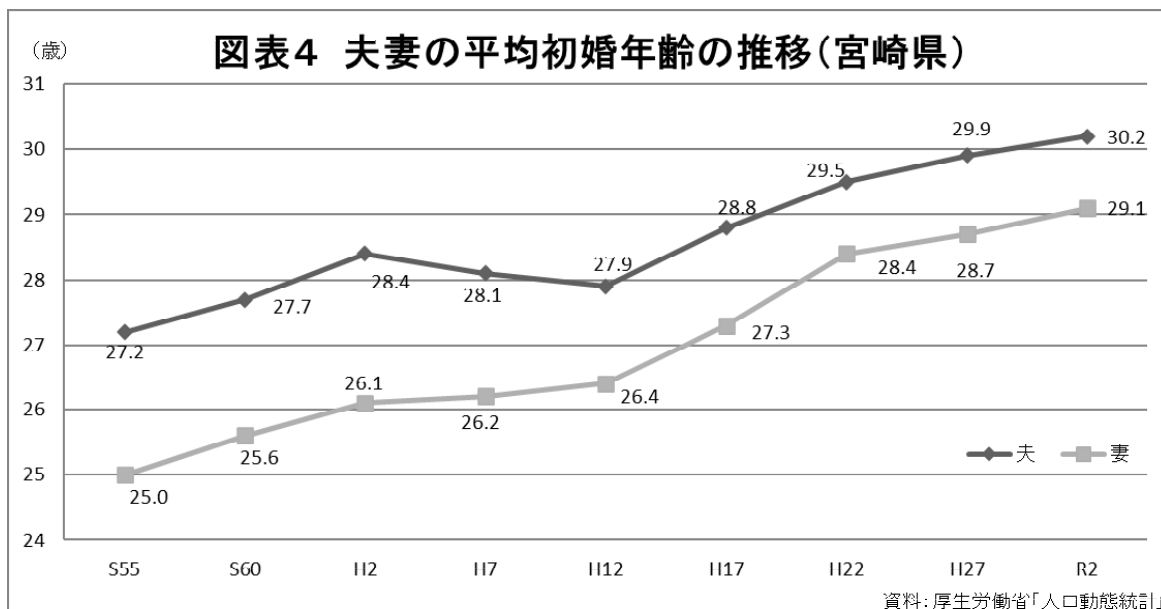
(2) 未婚化の状況

本県の未婚率は、近年は横ばいではあるが上昇傾向をたどっている。令和2年の未婚率は、30歳～34歳では、男性は約4割(40.2%)、女性は約3割(31.2%)が未婚となっている。(図表2、3)



(3) 晩婚化の状況

本県の平均初婚年齢は、令和2年で夫が30.2歳、妻が29.1歳となっており、いずれも全国（夫：31.0歳、妻：29.4歳）より低くなっているが上昇傾向にある。昭和55年当時と比べると夫で3歳、妻で4.1歳上昇しており、妻の上昇幅が大きくなっている。（図表4）

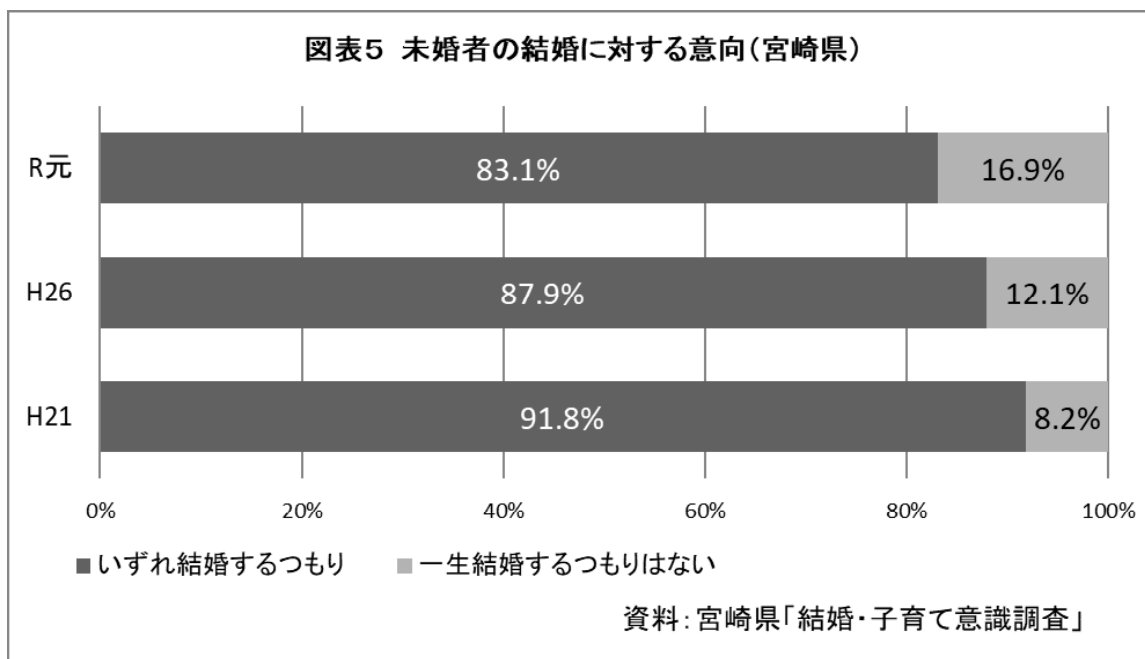


(4) 結婚に対する意向

未婚者の約8割がいずれ結婚したいという意向を持っているが、一生結婚するつもりがない割合が増加している。

独身である理由としては、「結婚したいと考える相手にめぐり合わないから」が44.5%と最も多く、「結婚する必要性を感じないから」19.7%の順となっている。

未婚化・晩婚化が進んでいる理由としては、「独身生活の方が自由が多い」が48.5%と最も多く、以下、「結婚することのメリットが感じられなくなっている」36.7%、「経済力のある女性が増えた」27.2%の順となっている。（図表5、6、7）



図表6 独身でいる理由(宮崎県)

結婚したいと考える相手にめぐり合わないから	44.5%
結婚する必要性を感じないから	19.7%
自由や気楽さを失いたくないから	14.6%
結婚資金が足りないから	14.6%
仕事(学業)に打ち込みたいから	13.8%
異性とうまく付き合えないから	13.4%
まだ若いから	11.4%
健康上の理由があるから	5.1%
趣味や娯楽を楽しみたいから	5.1%
親・きょうだいの面倒をみなくてはならないから	5.1%
住居のめどが立たないから	1.6%
親や周囲の同意が得られないから	0.8%
その他	8.3%
特にな	7.5%

資料:宮崎県「結婚・子育て意識調査」(R元)

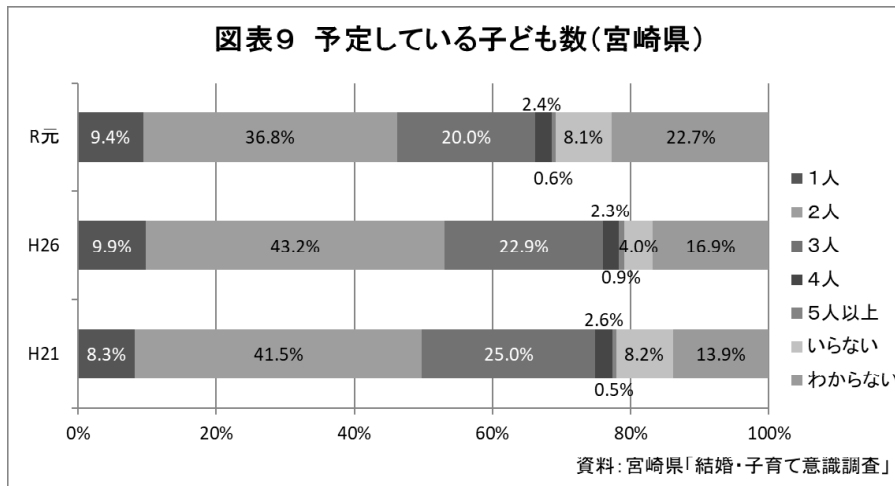
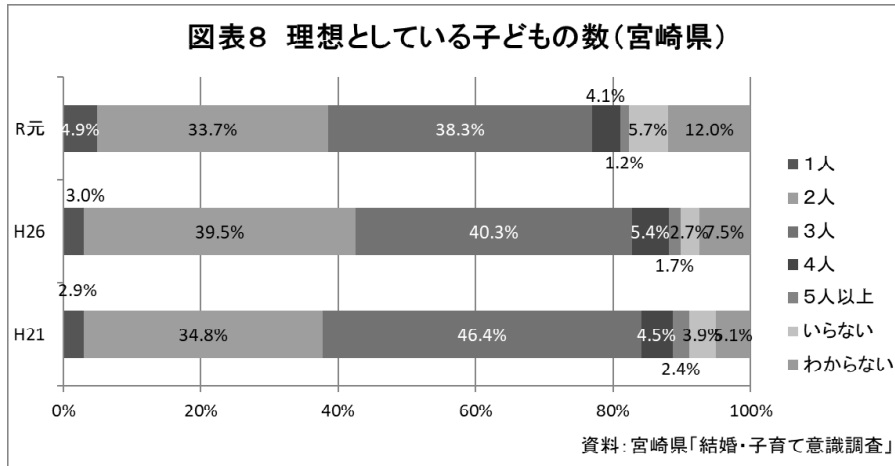
図表7 未婚化・晩婚化が進んでいる理由(宮崎県)

独身生活の方が自由が多い	48.5%
結婚することのメリットが感じられなくなっている	36.7%
経済力のある女性が増えた	27.2%
結婚する時期にこだわらなくなった	24.3%
「結婚して当然」といったような世間の風潮が薄らいだ	23.3%
仕事をする女性が増えた	19.7%
結婚後の家事・育児の負担が女性に集中している	16.7%
異性と付き合うことが苦手な若者が増えてきた	16.1%
仕事が忙しい	12.8%
結婚相手に求める条件が厳しくなった	12.0%
成人しても親離れ(または親の子離れ)しない傾向が出てきた	12.0%
見合いなど、親族等による結婚のあっせんが減少した	10.1%
女性の高学歴化が進んだ	3.0%
その他	4.9%
わからない	3.1%

資料:宮崎県「結婚・子育て意識調査」(R元)

(5) 理想としている子どもの数、予定している子どもの数

「理想としている子どもの数」は「3人」が38.3%と最も多いのに対し、「予定している子どもの数」は「2人」が36.8%と最も多くなっている。また、「理想としている子どもの数」、「予定している子どもの数」のいずれも「分からない」の割合が増加している。(図表8、9)



(6) 出産に関する不安感・負担感

理想の子ども数より予定している子ども数が少ない理由については、「高齢出産になるから」が47.0%と最も多く、以下、「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」38.7%、「子どもの教育にお金がかかるから」31.0%の順となっている。

(図表10)

図表10 予定している子ども数が理想よりも少ない主な理由(宮崎県)

高齢出産になるから	47.0%
子どもを育てること全般においてお金がかかるから	38.7%
子どもの教育にお金がかかるから	31.0%
(自分や配偶者が)妊娠が難しいから	23.2%
育児の肉体的負担に耐えられないから	12.5%
自分の仕事に支障がでるから	9.5%
配偶者や家族に欲しくないと言われるから	7.1%
一番末の子が自分や配偶者の定年退職までに成人してほしいから	5.4%
育児の精神的負担に耐えられないから	4.8%
子どもが健康に生まれ育つかどうか不安だから	4.8%
配偶者や家族が子育てに協力してくれないから	3.6%
非行やいじめなど子どもの成長に不安があるから	3.0%
自分の趣味などを優先したいから	1.8%
住宅事情が悪いから	1.2%
世間並みの子ども数にあわせたいから	0.6%
環境汚染の進行など子どもの生活環境の悪化が懸念されるから	0.0%
その他	10.7%

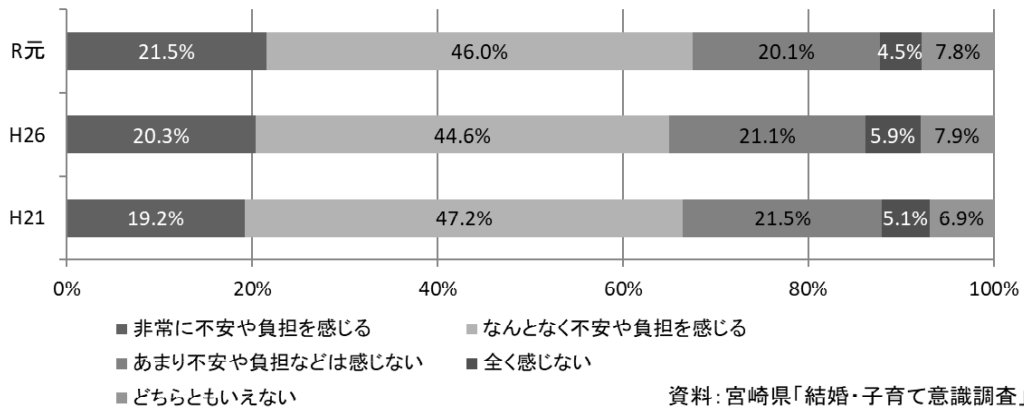
資料: 宮崎県「結婚・子育て意識調査」(R元)

(7) 子育てに関する不安感・負担感

子育てをする上での不安感や負担感の有無については、令和元年度には、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計で、67.5%となっている。

また、子育ての不安や負担を感じる内容は、「子育てにお金がかかる」が56.3%と最も多く、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」41.1%、「仕事と子育ての両立が難しい」27.9%の順となっている。(図表11、12)

図表11 子育てに関する不安感や負担感の有無(宮崎県)



図表12 子育てに関する不安感や負担感の内容(宮崎県)

子育てにお金がかかる	56.3%
子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある	41.1%
仕事と子育ての両立が難しい	27.9%
自分の時間がとれず自由がない	17.3%
非行やいじめなどの問題がある	13.6%
乳・幼児期の病気にうまく対処できるかどうかという不安がある	13.1%
子どもとふれあう時間が少ない	9.2%
何でも親の責任にされるので負担を感じる	7.9%
安全な子どもの遊び場がない	6.0%
子どもの育て方について配偶者や家族と意見があわない	4.5%
配偶者や家族が子育てに協力してくれない	3.9%
近所に子どもの遊び友達がいない	3.5%
家が狭い	3.4%
周囲に相談できる人がいない	2.9%
環境汚染や有害化学物質などの影響が心配である	2.6%
子育てが煩わしく、つい子どもにあたってしまう	2.5%
その他	4.9%
特になし	7.5%

資料: 宮崎県「結婚・子育て意識調査」(R元)

2 みやざき子ども・子育て応援プランについて

(1) 概要

① 性格

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、新・放課後子ども総合プランに基づく都道府県行動計画も含めて一体的に策定したものの。

② 期間

令和2年度から令和6年度の5年間

③ 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え
「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

④ 基本目標

目標1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
目標2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
目標3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり

※別紙1参照

(2) 計画の推進体制

庁内関係部局から構成され知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」、住民の最も身近な存在である市町村と県で構成する「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」、事業主、子育て支援団体、関係団体や行政等で構成する「未来みやざき子育て県民運動推進協議会」の各々が連携しながら施策を推進。

(3) 計画の成果指標

子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」を設定。

① 総合成果指標（全2指標）

成果指標	現況値	目標値
合計特殊出生率	1.65 (R2年)	1.84 (R6年)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.18人 (R2年度)	0.20人 (R6年度)

② 個別成果指標（全41指標）

- ・ 未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数
- ・ 子育て応援サービスの店の登録店舗数
- ・ みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数
- ・ 子育てに関する不安感や負担感を感じている県民の割合
- ・ 保育所等の待機児童数 等

3 本県における取組状況について

(1) 取組にあたっての基本的な考え方

「結婚前」「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」という、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しみと感じられる宮崎づくりに取り組んでいる。



(2) 主な取組内容

結婚前

- ① ライフデザイン事業
県内高校生等を対象に、結婚や出産、子育て等の将来設計を考えてもらう出前講座等を実施
- ② フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業
動画作成等により結婚や家庭についてのポジティブなイメージの醸成

出会い・結婚

- ① みやざき結婚サポート事業
「みやざき結婚サポートセンター」を設置し、会員制の「みやざきマッチングシステム」により結婚を希望する男女に対して個別の出会いを創出するとともに、結婚に向けたサポートを実施
- ② 人と地域にめぐり逢う「ひなたの良縁」促進事業
グループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出

妊娠・出産

- ① 妊娠総合相談支援事業
各保健所及び中央保健所内に設置している女性専門相談センター「スマイル」において、女性の心身の健康や妊娠に関する専門相談を実施
- ② 不妊治療費等助成事業
不妊検査や不妊・不育症治療への助成を行うとともに、中央保健所内に設置している不妊専門相談センター「ウイング」において、不妊等に関する専門相談を実施

子育て

- ① 未来みやざき子育て県民運動事業
行政、関係団体、企業等が一体となって、誰もが安心して子どもを生み、子育てを楽しいと実感できる環境づくりを推進
 - ・ 子育て応援フェスティバル
 - ・ 子育て応援カード事業
 - ・ 子育て応援ポータルサイト「すくすくみやざき」運営管理 等
- ② 子育て支援乳幼児医療費助成事業（事業実施主体：市町村）
子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成を実施
- ③ 地域子ども・子育て支援事業（事業実施主体：市町村）
 - ・ 延長保育事業
保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施
 - ・ 放課後児童クラブ事業
保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室や児童館等で、適切な遊び又は生活の場を提供
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施
 - ・ 一時預かり事業
家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を実施
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、保育後の預かりや送迎等を希望する方と預かる方との調整を実施

市町村と連携した取組

- ① 県・市町村少子化対策連携事業
少子化に関する分析データを基に、弱点と思われる分野を改善するための新たな少子化対策に県と連携しながら取り組む市町村を支援
- ② 子育て相談窓口ステップアップ事業
「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進や一体的整備に向けた取組等を支援

4 こども家庭庁の創設について こども家庭庁設置法案の概要、イメージ図配布（別紙2参照）

基本目標	施策の方向	施策の具体的内容
1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり	(1) 地域の「子育て力」の強化	① 県民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成 ② 地域の絆づくりの推進 ③ 地域における子育て支援の充実 ④ 県民との協働による子育て支援の充実
	(2) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進	① 子育てに適した住宅・居住環境の整備 ② 地域で快適に過ごすことができる環境の整備 ③ 安全な道路交通環境の整備 ④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ⑤ 子どもの安全を確保するための活動の推進
	(3) 子どもと家庭の福祉の推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② 社会的養護体制の充実 ③ ひとり親家庭の自立支援の推進 ④ 障がい児支援施策の充実 ⑤ 子どもの貧困対策の推進
	(4) 子どもの人権擁護と人権教育の推進	① 子どもの権利擁護 ② 人権教育・啓発の推進
	(5) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供	① 健やかな心と体の育成 ② 生きる基盤を育む教育の推進 ③ 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進 ④ 家庭や地域の教育力の向上 ⑤ 食育の推進
2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり	(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備	① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援 ② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出 ③ 妊娠、出産への支援の充実 ④ 周産期医療体制の充実 ⑤ 不妊相談・治療対策の充実
	(7) 子育て支援事業の拡充	① 子育て支援情報の総合的な提供 ② 子育てに係る経済的負担の軽減 ③ 相談支援体制の充実
	(8) 子どもの健康づくりの推進	① 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実 ② 子どもの健康の保持増進 ③ 小児医療体制の充実 ④ 思春期保健体制の充実
	(9) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進	① 若者の自立及び成長への支援 ② 職業観を持った人材の育成及び能力開発による就労の促進 ③ 青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実
3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり	(10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し	① 働きやすい職場づくりの推進 ② 仕事と子育ての両立支援制度の定着
	(11) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進	① 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進 ② 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進
	(12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進	① 男性の子育てに対する意識改革 ② 子育てを喜びや楽しみと感じられる啓発の推進 ③ 地域間・世代間等多様な交流の推進
	(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供	① 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 放課後児童対策等の強化

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与